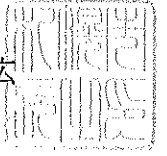


札経商第 1042 号
令和 5 年 (2023 年) 12 月 21 日

株式会社三越伊勢丹
代表取締役 社長執行役員 細谷 敏幸 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について (通知)

令和 5 年 11 月 30 日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 1 項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日 (令和 6 年 3 月 25 日) まで行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 札幌三越
所在地 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 8 番地
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和 5 月 11 月 15 日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項
- 3 変更事項
駐輪場の収容台数
- 4 変更年月日
令和 6 年 7 月 15 日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦

札経商第 1042 号
令和 5 年 (2023 年) 12 月 21 日

清水建設株式会社
投資開発部 常務執行役員本部長
鷺見 晴彦 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について (通知)

令和 5 年 11 月 30 日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 1 項の方法による説明会を開催する必要がないと認められます。

つきましては、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うこととしてください。

なお、掲示は縦覧期間満了日 (令和 6 年 3 月 25 日) まで行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 札幌三越
所在地 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 8 番地
- 2 変更届出日及び根拠条文
変更届出日 令和 5 月 11 月 15 日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項
- 3 変更事項
駐輪場の収容台数
- 4 変更年月日
令和 6 年 7 月 15 日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 秦